

賭博行政の再編：英国の成功と失敗から学ぶ

エンタテインメントビジネス総合研究所

主任研究員 木曾 崇

2005年以前の英国ゲーミング業界

【当時の状況】

各施設の規制法、統制機関が複雑に絡みあっており、その統制方式も大きく異なった。結果、効果的な業界統制が行なわれず、違法な営業施設やゲーム設置が蔓延していた。

ゲーミング施設の種類（2005年以前）

	運営許可	施設ライセンス	取締
カジノ(140)	ゲーミング局	地方裁判所	地域警察
ビンゴホール(657)			
ベッティングショップ(8,500)	ゲーミング局 (ゲーム設置許可)	地方裁判所	
クラブ			
備考			

ゲーミング種と設置可能施設（2005年以前）

	テーブルゲーム	ジャックポットマシン	AWP*	
			現金機	低価格機
カジノ	最大賭金:上限無 最大賞金:上限無	最大賭金:50p 最大賞金:£1,000	×	×
ビンゴホール	×	最大賭金:50p 最大賞金:£500	×	×
ベッティングショップ	×	×	最大賭金:30p 最大賞金:£15	×
クラブ	×	最大賭金:50p 最大賞金:£250	×	×
ゲームセンター 遊園地	×	×	×	最大賭金:30p 最大賞金:£5
備考			クレジット不可	未成年もプレイ可

*Amusement with Prize の略、日本における「遊技機」の概念に近いマシンゲーム

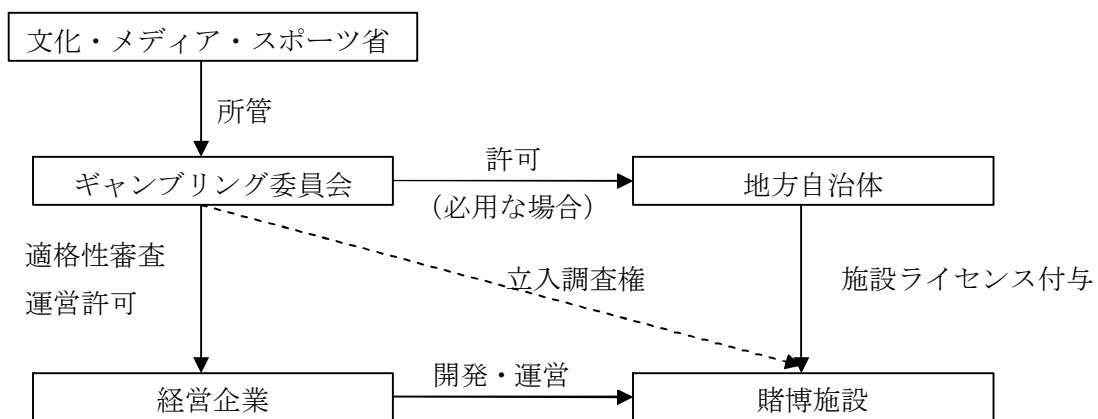
2005年ギャンブル法による賭博行政の再編は、複雑になりすぎ、制度硬直を起こしていた賭博関連業種に対する統制システムを一元化し、あるべき統制機能を復活させることが主な目的であった。また、施設規模や運営手法に厳しい制限がかけられていたカジノ規制を緩和し、「地域振興」「観光振興」の手段として有効に活用することももうひとつの目的として掲げられた。

2005年ギャンブル法統制手法

【主な改正点】

1. 独立行政法人ギャンブル委員会を設置し、ゲーミング業界の統制機能を集約した。
2. 地方裁判所に委ねられていた各種ゲーミング施設の施設ライセンス発行機能を、地域の行政機関に移管した。
3. カジノ運営規制を緩和し、新設カジノ運営権を発行した。
4. オンラインゲーミングに関する規制項目を新設した。

基本的な統制システム



ギャンブル委員会の機能

1. 賭博施設の運営を行う企業に対して適格性審査を行い、相応しいと認められた企業に対して運営許可を付与する。
2. 賭博施設、製造業者への立入調査によって不正の調査およびその抑止を行う。
3. ライセンス停止および剥奪までを含む違反者に対する制裁措置を行なう。
4. 施設数に上限が設けられている賭博業態（カジノ）に関しては、施設ライセンスを付与することのできる地方自治体を入札によって決定、許可を与える。
5. 所管の範囲は、レース型ゲーミング（競馬・ドッグレース）、宝くじを除く全ゲーミング業種

地方自治体の機能

1. 申請された賭博施設の開発が、公共の福祉および地域全体の開発計画に則って適切であるかどうかを評価し、施設ライセンスを付与する
2. 施設数に上限が設けられている賭博業態（カジノ）に関しては、ライセンス入札を開催し、施設の開発を担当する民間事業者を決定する。

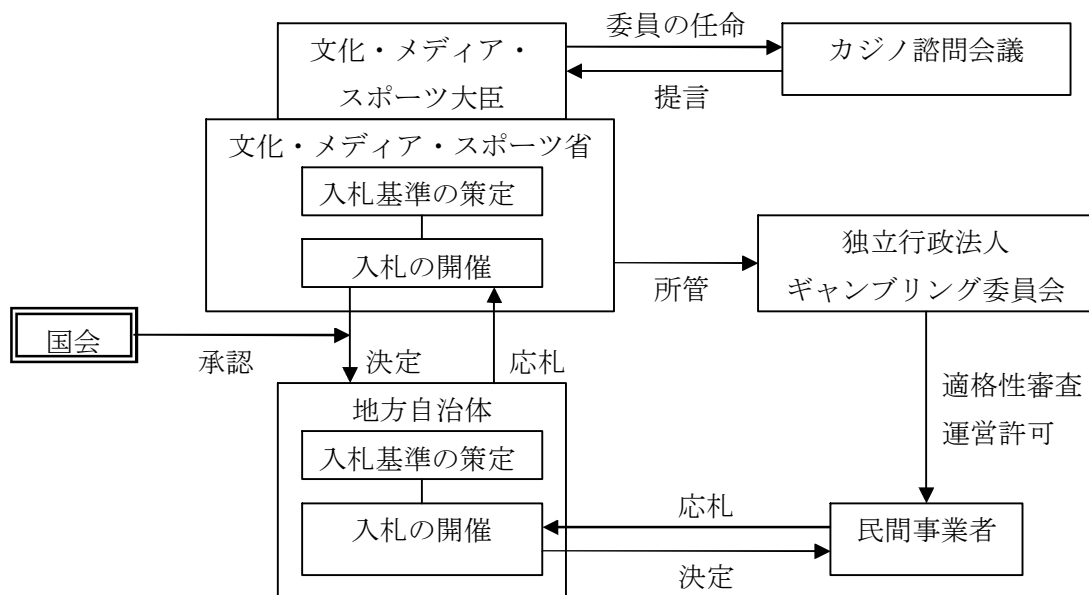
カジノライセンスの追加発行

【政策目的】	
1.	観光振興：カジノを中心としたリゾート地区の開発によって観光産業の振興を図る。
2.	地域復興：疲弊した地方に、民間資本を利用した地域再開発の機会を与える。

2005年の法改正によって英国政府は大中小合わせて17の新規カジノの建設を認め、施設ライセンスを付与することのできる地方自治体の入札を開催した。その結果、全国68都市からの応札があった。

カテゴリ	追加ライセンス数	概要
スーパーカジノ	1	最小面積：5,000 m ² 最大マシン数：1,250 台 最小テーブル台数：40 台 最大賭金：上限無／最大賞金：上限無
大規模カジノ	8	最小面積：1,500 m ² 最大マシン数：150 台 最小テーブル台数：1 台 最大賭金：£ 2／最大賞金：£ 4,000
小規模カジノ	8	最小面積：750 m ² 最大マシン数：80 台 最小テーブル台数：1 台 最大賭金：£ 2／最大賞金：£ 4,000

入札スキーム概要



新設カジノライセンスの認可を巡る混乱

【現状】

1. 文化・メディア・スポーツ省はカジノ諮問会議の提言に基づいて入札を開催し、新設カジノライセンスを取得する 17 都市を決定。
2. カジノ地域選定入札結果を国会に提出するも承認が得られず。
3. 直後に政権交代があったこともあり、新設カジノライセンスの発行は宙に浮いた状態。

英国カジノ：失敗の要因

1. カジノ新設の政策目的を明示できなかった
中央政府は今回のカジノ新設の政策目的を当初の「観光振興」から、徐々に「地域復興」へとシフトさせていった。最終的にスーパーカジノの建設地として選ばれたマンチェスターは「地域復興が必要」という点では多くの国民の納得を得たが、観光振興の効果は大きく見込めず、最終的に国民の期待から乖離するものとなった。
2. 中央政府が自治体と民間の関係をコントロールしきれなかった
今回の入札では中央政府による地域選定入札の前に自治体と事業者の間で様々な情報交換が行なわれ、地域と特定の事業者の結びつきがある程度判明した上での入札開催となった。このような方式での入札には一定の利点はあるものの、一方で自治体と事業者間の利益供与疑惑など黒い噂が絶えなかった。また、各地域の取り込み競争に失敗した事業者達は、それに成功した業者の妨害をすべく、徐々に反対派にまわった。
3. カジノ地域選定入札の決定を国会の承認事項としてしまった
国会においてギャンブル法法の制定までは比較的スムーズに議決が進んだが、カジノ地域選定入札の決定に関しては選定からもれた地域の国会議員が反対に廻り、国会の承認が得られなかった。

英国の失敗から学ぶべきこと

1. **政策目的はシンプルかつ明快に**
もし複数の政策目的を設けたい場合には、その目的ごとに複数のカジノ新設を想定すべき。複数の目的を単一カジノで達成しようとするれば混乱の元となる。
2. **自治体と民間の関係は厳しくコントロールを**
入札実務に入る前に、中央が「自治体と民間の関係」を管理できる仕組みを制定せよ。統制がなければ民間は必ず抜け駆けを始める。
3. **選出から漏れた者は必ず「反対」に廻る**
人間は想像以上に利己的な生き物であり、当初は賛成していた者も自らが選定から漏れると判った時点で反対派にまわる。1)カジノ地域選定入札の決定を国会承認事項とする、2) 地域と事業者をセットで中央が評価する入札方式にする、などの施策は一定の利点はあるものの、一方で大きな混乱を招くリスクもある。

【著者プロフィール】

木曾 崇

㈱エンタテインメントビジネス総合研究所 ゲームングビジネス事業部長／主任研究員

早稲田大学アミューズメント総合研究所 カジノ産業研究会 研究員

ネバダ大学ラスベガス校ホテル経営学部を主席卒業（カジノ経営学専攻）。米国ラスベガス Four Queens Hotel & Casinos でのカジノ事業部長付き経営研修生を経て、カジノ事業者大手 Caesars Entertainment 社（現 Harrah's Entertainment 社）に入社。同社会計監査部にて監査人業務を勤めた後、帰国。2004年、㈱エンタテインメントビジネス総合研究所に入社。主任研究員としてカジノの専門調査チームを立ち上げ、現在では国内外の各種カジノ関連プロジェクトに携わる。2005年より早稲田大学アミューズメント総合研究所カジノ産業研究会研究員として一部出向、同研究所で国内カジノ市場の予測プログラム「W-K シミュレータ」を共同開発。

エンタテインメントビジネス総合研究所は、日本で最も早くからカジノ研究に取り組むエンタテインメント業界の専門シンクタンクです。1993年、弊社はそのグループ基金によりネバダ大学内に「国際ゲーミング研究所（IGI）」の設立を支援、世界でも珍しいカジノ専門の研究所として業界内外より大きな評価を頂いています。国際ゲーミング研究所では、世界で初めてとなるカジノ経営学を含むホスピタリティ経営に関する博士号取得講座を運営。弊社と共同でカジノ、ゲーミング業界に直面する様々な問題と状況に焦点をあてその解決法を探るほか、ゲーミング産業のソフト、ハード両面における研究支援を行っています。また、現在ではカジノに関する基礎調査、実地調査など各種クライアント様からのご要望に応じた、個別の調査研究も承っております。

各種お問合せは下記連絡先まで。

〒110-0015 東京都台東区東上野 3-24-3

Tel: 03-5688-4751 Fax: 03-5688-5353 E-mail: kiso@eb-i.jp